

第三十六回帝國議會
衆議院

法人ノ役員處罰ニ關スル法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ大正四年六月五日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

齋藤 隆夫君 長澤 倉吉君 江口 勝之助君

山口 俊一君 大堀 孝君 葉住 利藏君

大島 久満次君 九鬼 紋七君 森田 茂君

齋藤 隆夫君 長澤 倉吉君 江口 勝之助君

大堀 孝君 九鬼 紋七君 森田 茂君

同日委員山口俊一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ加藤小太郎君ヲ議長ニ於テ委員ニ選定セリ

年長者江口勝之助君投票管理者トナル

○投票管理者(江口勝之助君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○投票管理者(江口勝之助君)ハ投票ヲ用井ス委員長及理事ノ推薦ヲ投票管理者ニ一任セラレタリト意見ヲ提出シタルニ異議ナキヲ認メ森田茂君ヲ委員長ニ九鬼紋七君ヲ理事ニ推薦シタル旨ヲ宣告ス

○委員長(森田茂君)ハ引續キ會議ヲ開クヘキ旨ヲ宣告ス

會議

出席政府委員左ノ如シ

司法次官法學博士 鈴木喜三郎君

司法省法務局 長法學博士 豐島 直通君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

法人ノ役員處罰ニ關スル法律案

(以下速記)

○委員長(森田茂君) ヲレデハ是カラ開會スルコトニ致シマス

○江口勝之助君 此處ニ書イテアル提案ノ理由ガ簡單デ能ク分ラヌカラ、初メニ政府委員ノ御説明ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 本案提出ノ理由ヲ大體申シマス、法人ガ處罰法規ニ違反致シマシタル場合ニ於テ之ヲ訴追セムトスルヤ、忽チニシテ取締役其他業務ノ執行ノ任ニ當ル者ガ合併其他ノ方法ニ依テ、其法人ヲ消滅セシメル、又訴追手續ガ進行シテ居ル半ハ、或ハ刑事訴訟手續ガ完了致シマシテ罰金刑ノ實行ヲ致サントスルニ方リマシテ、忽チニ法人ヲ消滅セシメル行爲ヲ致シマシテ、以テ法人處罰法規ヲシテ其實現ヲ爲サシメルコトノ出來ナイ所爲ヲ致シマス輩ガ昨今現レテ來タノデゴザイ

スノデ、此法案ヲ作リマセヌケレバ、法人處罰ノ法規ガゴザイマシテモ、到底斯様ナ手段ヲ以テ消滅セシムルコト云フコトニナリマス、有名無實ノ法律ニ終テシマフト云フコトニナリマスノデ、其取締役致シガタメニ此法律ヲ提案致シマシタル次第デゴザイマス、尙付加ヘテ申シマス、其實際ノ例ト致シマシテハ、現ニ九州ノ「トロール」會社ガ違反行爲ヲ致シマシテ、刑事訴訟ヲ致シマシタル其半ハ忽チニ其法人ヲ消滅セシメタ、隨テ所謂

主體ガ無クナリマシタルモノデスカラ、刑事訴訟ヲ遂行シテ行クコトガ出來ナイノデ、結局其手續ヲ止メテシマハナケレバナラヌト云フコトガアリマシタ、今一ツハ東京ニ於キマシテ、或肥料會社ガ殆ト自分ト同名ノヤウナ會社ト合併致シマシテ、罰則違反ノ行爲ヲ檢舉セントシテ着手致シマシタル時、忽チ合併シテ其目的ヲ不能ニ歸セシメタルト云フコトモアリマス、其他二三他ノ事例モゴザイマスガ、是ハ幸ニ早ク手續ガ出來マシテ實行ガ出來タ場合モゴザイマス、又ドウモ其目的デアラウト疑ハシイヤウナ事案モ一二ゴザイマシタガ、是ハ結局消滅致シマシタル刑事手續ヲ遂行スルニ由ナク、詳密ニ調査ハ致サズニ終リマシタガ、能ク之ヲ仔細ニ吟味致シマスレバ、今日マデニ其事實ト云フモノハマダ澤山アラウト思ヒマス、サウ云フ次第デゴザイマスカラ、此案ヲ提出致シタルデゴザイマス、尙モウ一ツ申上ケテ置キマスノハ、斯ノ如キ行爲ハ法人ヲ處罰致シマス法則ヲ水泡ニ歸セシメテ、所謂不實行ニ終ラシメルト云フコトニナルノデゴザイマスカラ、法人ガ罰則違反ノ行爲ヲ致シマシテモ、法人ガ消滅致シマシタル如何ニ犯罪行爲ガ明白ニナリマシテ、罰金ノ一万圓ニ二萬圓ヲ科スルト云フヤウナ事案ガアリマシテモ、罰金ヲ科スルコトガ出來ヌト云フコトニナリマス、ソレデアラルカドウシテモ之ヲ杜絶シヤウト云フニハ、法人ノ解散行爲消滅行爲ヲシタル者ヲ重ク罰セヌケレバ到底其目的ヲ達スルコトガ出來ヌト云フデアリマス、言ヒ換ヘレバ言葉ガ當リマセヌカ知レマセヌガ、間接ニ罰則法規ノ完用ヲ得セシメヤウ、斯ウ云フ目的ニ出アルノデゴザイマス、刑事ニ付キマシテモ現行法ノ家賃分散ノ際、財産隱匿罪ニ付テ規定シテアリマスモノニ比較ヲ取リマシテ、五年ノ懲役ト云フコトニ致シマシテ罰金刑ヲ採ラナカッタノデゴザイマス

○九鬼紋七君 尙モウ一ツ御尋ネ致シタイノハ、トロール會社、其他酒造會社トカ、醬油會社トカ、ア、云フ大キナ義務ヲ持ッテ居ル會社、ソレニ今ノ御話ノヤウナ不都合ナ事ノアツタ事ガアリマスガ、其邊ハ

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 酒造會社ニ罰金ヲ科セラル、ヤウナ場合ニ於テ、斯様ナ法人消滅ノ行爲ヲ執タト云フ事ハチヨット見當リマセヌガ、先程申シマスル肥料會社ノ場合ハ虛偽ノ保證票ヲ添付シテ、或ル購買會社ニ過磷酸ヲ販賣シタルト云フ事實ハアリマス

○九鬼紋七君 其損害ノ金高ハドンナモノデアリマス

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 此處ニ過磷酸百八十噸ヲ販賣シタルト云フコトデアリマス、チヨット價值ノ點ハ分リマセヌ

○九鬼紋七君 サウスルト幾ラデモアリマセヌナ

○政府委員(法學博士豐島直通君) 唯今ノ御尋ノ酒造會社ニ付キマシテハ、之ニ當ル適例トシテハゴザイマセヌガ、新潟縣ノ方デ或ル酒造會社ガ罰金二萬以上ヲ科セラレタ、ソレガ罰金ハ僅カバカリシテ徵收ガ出來ナイ、其間ニ任意解散シタルト云フ實例ガゴザイマス、其後裁判所ノ方デ罰金ノ徵收ノ出來タノガ漸ク四百圓カデアリマシタ、ソレデ任意解散ニナッテ唯今精算中デアリマスガ、併シ其徵收スベキ財産ハ無イノデアリマス、サウ云

フ實例ハアリマス、併シ此法律案ニハ當テ嵌マルト云フ實例デハゴザリマセヌ

○九鬼紋七君 本案大體ニ就テハ至極贊成デアリマスカラ、ドウカ第二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

○委員長(森田茂君) 九鬼君ノ御意見ニ皆樣御異議ガアリマセヌカ

○江口勝之助君 贊成シマス

○委員長(森田茂君) ツレデハ續イテ二讀會ヲ開キマス

○九鬼紋七君 本案ニ就キマシテハ至極贊成致シマスルコトデ、斯ウ云フヤウナ惡ルイ會社ノ役員ガアリマス爲メニ、種々是迄惡例ヲ貽スコトガ往々アリマス、至極是ハ贊成デアリマスガ、唯茲ニチヨット憂フル所ハ取締役、理事、監查役ト云フヤウナ工合デ皆連帶ニナッテ居リマス、サウシマスルト總テ役員ノ中或ハ此隨分遠隔ノ地ニ散在シテ居ルヤウナ役員モ多々アリマス、其等ノ者ニ付マシテハ何レモ連帶責任ノヤウニ考ヘマスル、サウスルト善意ノ役員ニ致シマシテモ、總テ茲ニ累ヲ及ボスト云フ事ハ、甚々善意ノ役員トシテ氣ノ毒ト思フデアリマス、依テ但書デモ之ニ加ヘルコトニ致シマシテ、何トカ其邊ノ善意ノ者ニ對シテハ罰金刑ヲ入レタラドウデアラウト思ヒマス、其或ハ專務取締トカ、支配人トカ、自分ガ直接事ニ當ッテ居ル者ニ關シマシテハ、無論嚴刑ニ處スルノハ當然ト思フデアリマス

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) チヨット唯今御說デゴザイマスカラ申上ゲマスガ、是ハ制裁モ刑法罰デゴザイマシテ、注意的ニ加罰スル意味デゴザイマセヌカラ、情ヲ知ラザル者、此行爲ニ加功セザル者、ツレ等ノ者ハ皆含マスノデアリマス、併シ惡意ヲ以テ此目的ニ關シ消滅行爲ヲシタ者ダケヲ罰スルノデアリマスカラ、遠隔ノ地ニ在ッテ縱令取締役ト名義ヲ持ッテ居リマシテモ、其事柄ニ參與シマセヌ者ハ無論罰スルノデアリマセヌ、ツレデアリマスカラ普通連帶ニ制裁ヲ加フルト云フ主意デアリマセヌ、全ク行爲ヲシタ其者ヲ罰スルト云フデアリマス、チヨット其段ヲ御注意シテ置キマス

○九鬼紋七君 民法刑法ヲ知リマセヌノデ、ツレガ爲メ何デアリマシタガ、ツレデ此條テ專務、社長トカ云フ者デナケレバ民法刑法ニ於テ善意ノ者ガ除外サレルコトニナリマスカ

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 其通りデアリマス、情ヲ知ラザル者ハ罰スルコトガ出來ヌノデアリマス

○九鬼紋七君 ツレナラ宜シウゴザリマセヌ

○委員長(森田茂君) 別ニ御異議アリマセヌカ

○長澤倉吉君 異議アリマセヌ、二讀會ヲ省略シテ直ニ可決確定アラシコトヲ

○江口勝之助君 贊成

○委員長(森田茂君) ツレデハ別ニ異議アリマセヌカラ、二讀會ヲ省略シテ原案通り可決確定致シマス、是デ散會致シマス

午前十一時三十一分散會